



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

372	産業廃棄物処理施設の変更許可申請	(循環型社会推進課).....	1
373	肥料取締法による肥料の登録有効期間の更新	(果樹園芸課).....	2
374	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	2
375	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	3
376	〃	(〃).....	4
377	〃	(〃).....	6
378	〃	(〃).....	7
379	港湾隣接地域の変更	(港湾空港振興課).....	8
380	県立学校災害時用無線LAN環境整備委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(教育委員会).....	10

○ 公告

	入札公告	(教育委員会).....	13
--	------	--------------	----

告 示

和歌山県告示第372号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の2の6第1項の規定により産業廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定によりその概要等を次のとおり告示するとともに、この変更許可申請書及び当該産業廃棄物処理施設に係る変更を行うことが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧する。

令和元年8月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名
和歌山県紀の川市粉河3085番地の2
西洋環境開発株式会社 代表取締役 杉本泰男
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
和歌山県紀の川市粉河字別所谷3085番2外149筆
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類
安定型最終処分場
- (4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
ア 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
イ ゴムくず
ウ 金属くず
エ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)
オ がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(5) 申請年月日

平成30年10月16日

2 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課及び岩出保健所衛生環境課

(2) 縦覧期間

令和元年8月20日（火）から同年9月19日（木）まで（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時45分まで

3 意見書について

当該産業廃棄物処理施設の変更に際し利害関係を有する者で生活環境保全上の見地からの意見のあるものは、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期間

令和元年8月20日（火）から同年10月3日（木）まで（郵送の場合は、同日までの消印のあるものは有効とする。）

(2) 提出先

ア 和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課

郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電子メール e0318003@pref.wakayama.lg.jp

イ 岩出保健所衛生環境課

郵便番号 649-6223 岩出市高塚209

(3) 意見書の形式等

ア 意見書の提出方法は、郵送、持参又は電子メールによるものとする。

イ 意見書の形式は問わない。

ウ 意見書には、生活環境保全上の見地からの意見と共に、住所、氏名、対象となる産業廃棄物処理施設の種類及び申請者の名称を日本語により記載すること。

和歌山県告示第373号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和元年8月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第789号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料2号	窒素全量5.5 りん酸全量6.2 加里全量1.1	公定規格のとおり	築野食品工業株式会社 伊都郡かつらぎ町新田94番地	令和4.8.9

和歌山県告示第374号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年8月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第375号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年8月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
 - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流及び急傾斜地の崩壊
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
右支溪(5-205-1-024)、右支溪(5-205-1-025)、右支溪(5-205-2-014)、右支溪(5-205-2-901)、北吉田川右支溪(5-205-1-014)、北吉田川右支溪(5-205-1-016)、北吉田川右支溪(5-205-1-017)、北吉田川右支溪(5-205-2-007-2)、北吉田川左支溪(5-205-2-011)、熊野(I-978)、小熊1(I-2281)、熊野2(I-3906)、小熊4(II-4008)、熊野4(II-4025)、熊野(101)(I-50232)、熊野(102)(II-50536)、熊野(103)(II-50537)、熊野(104)(II-50538)、熊野(105)(II-50539)、熊野(106)(II-50540)、熊野(107)(II-50541)、熊野(108)(II-50542)、熊野(109)(II-50543)、熊野(110)(I-50240)、熊野(111)(II-50545)、熊野(112)(II-50546)、熊野(113)(II-50547)、熊野(114)(II-50548)、熊野(115)(II-50549)、小松原(2)(I-973)、小松原(I-974)、名田町上野1(II-4021)、名田町上野2(II-4022)、名田町上野3(II-4023)、名田町上野10(III-2512)、藤田町吉田(101)(II-50563)、藤田町吉田(102)(II-50564)、藤田町吉田(103)(II-50565)、塩屋町南塩屋(101)(II-50566)、塩屋町南塩屋(102)(II-50567)、名田町野島(102)(II-50568)、名田町野島(103)(II-50569)、名田町上野(101)(II-50570)、富安(107)(II-50571)
 - (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり
 - (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項
次の図書のとおり
(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに御坊市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

右支溪(5-205-1-022)、北吉田川右支溪(5-205-1-018)、塩屋町南塩屋1(5-205-1-034)、北吉田川右支溪(5-205-2-007-1)、王子川左支溪(5-205-2-040)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに御坊市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第376号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年8月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

伏菟野川(6-206-1-126)、庚申谷川(6-206-1-127)、左会津川右支溪(6-206-2-190)、左会津川右支溪(6-206-2-191)、見行川(6-206-2-192)、前谷川2(6-206-2-194)、熊野川左支溪(6-206-2-195)、瀬之谷(6-206-3-009)、上野川1(6-206-2-201)、神島谷川(6-206-1-163)、宝来川(6-206-1-153)、安1(6-403-2-044)、安2(6-403-2-045)、桑原1(6-403-2-047)、桑原3(6-403-2-049)、合川2(6-403-2-056)、井戸ノ谷(6-403-1-022)、中村1(6-403-2-069)、中村2(6-403-2-070)、西大谷(6-403-2-054)、谷野口(6-403-2-068)、竹ノ平(6-403-2-017)、フロン谷(6-403-1-024)、平瀬(6-403-1-025)、下地1(6-403-2-033)、上地(6-403-2-035)、面川1(6-403-2-065)、五味1(6-403-1-033)、高野1(6-403-2-080)、下露1(6-403-2-082)、下露2(6-403-2-083)、木守1(6-403-1-031)、木守2(6-403-1-032)、下木守2(6-403-2-075)、梅の木谷(6-403-2-076)、木守3(6-403-2-077)、上木守1(6-403-2-078)、上木守2(6-403-2-079)、前の川右支溪(6-403-2-905)、片の瀬谷(5-387-1-022)、井戸谷(5-387-1-026)、日高川右支溪(5-387-2-039)、皿田谷(5-387-2-040)、日高川右支溪(5-387-2-041)、堂谷(5-387-2-042)、大野谷(5-387-2-049)、五味谷(5-387-2-050)、原ノ谷(5-387-2-055)、井戸ノ谷(5-387-2-056)、橋戸谷(5-387-2-057)、三ツ又谷川右支溪(5-387-2-081)、堂谷(5-387-2-085)、三ツ又谷川左支溪(5-387-2-086)、井戸ノ谷(5-387-2-087)、丹生ノ川右支溪(5-387-2-090)、丹生ノ川右支溪(5-387-2-092)、丹生ノ川右支溪(5-387-2-093)、丹生ノ川右支溪(5-387-2-094)、宮後川1(6-206-1-116)、堂ノ前川2(6-206-1-118)、埴田川(6-206-1-138)、宮後川3(6-206-2-186)、堂ノ前川1(6-206-2-187)、後呂地川5(6-206-2-211)、後呂地川3(6-206-2-213)、正田川(6-206-1-119)、弥五郎谷川(6-206-1-120)、堂川(6-206-1-121)、宇井代川(6-206-1-122)、広川1(6-206-1-132)、広川2(6-206-1-133)、右広川(6-206-1-134)、富家川(6-206-1-136)、庄司方谷(6-206-2-203)、細井川(6-206-2-206)、河野川(6-206-2-209)、下ノ岡川2(6-206-2-210)、畑中川(6-206-1-130)、一丁田川2(6-206-2-189)、縄手川(6-206-2-198)、坂本川(6-206-2-199)、庄司方谷川(6-206-2-200)、

岩屋谷川2(6-206-1-139-1)、岩屋谷川2(6-206-1-139-2)、柳瀬1(I-1456)、柳瀬2(I-1457)、苔口(I-1458)、安久川(I-4376)、上平(I-4377)、下川上大泓(I-4378)、大泓(I-4379)、下川上(101)(I-61047)、下川上安2(II-6248)、下川上善九(II-6251)、下川上苔口1(II-6252)、下川上3(II-6253)、下川上1(II-6255)、下川下城戸3(II-6256)、下川下城戸2(II-6257)、下川上(102)(II-61048)、下川上(103)(II-61049)、下川上安4(III-3539)、下川下城戸4(III-3547)、合川(I-1466)、岡(I-4404)、合川6(I-4405)、合川4(I-4406)、合川5(I-4407)、合川7(I-4408)、合川8(I-4409)、大峯(I-4410)、合川9(I-4411)、大峰(I-4412)、合川1(II-6363)、合川2(II-6364)、合川10(II-6366)、合川(101)(II-61050)、福定(I-1421)、福定1(II-5951)、福定2(II-5952)、福定3(II-5953)、福定4(II-6054)、福定5(II-6055)、福定6(II-6056)、福定7(II-6064)、福定8(II-6065)、福定9(II-6067)、福定10(II-6074)、福定11(II-6075)、福定宮ノ平2(III-3385)、福定(101)(II-61063)、福定(102)(II-61064)、福定(103)(II-61065)、木守(I-1468)、木守4(II-6359)、木守1(II-6360)、木守2(II-6361)、木守3(II-6362)、木守(101)(II-61066)、下露1(II-6368)、下露4(III-3595)、下露(101)(II-61074)、下露(102)(II-61075)、竹ノ平1(II-6311)、竹ノ平2(II-6312)、竹ノ平3(II-6313)、竹ノ平(101)(II-61076)、小谷2(II-6316)、小谷3(II-6317)、小谷4(II-6318)、小谷5(II-6319)、九川(II-6384)、五味井ノ木(III-3608)、五味高野2(III-3610)、五味(101)(II-61067)、五味(102)(II-61068)、五味(103)(II-61069)、五味(104)(II-61070)、五味(105)(II-61071)、五味(106)(II-61072)、五味(107)(II-61073)、芳養(I-1351)、芋(I-1352)、田中2(I-1354)、芳養町大坊1(I-4224)、芳養町田川1(I-4226)、芳養町田川2(I-4227)、芳養町田中1(I-4228)、芳養町井原1(I-4240)、芳養町井原2(I-4241)、芳養町田中2(I-4242)、芳養町田中3(I-4244)、芋(I-4247)、芳養町田中4(I-4248)、芳養(I-4249)、芳養町田中5(I-4250)、芳養町田中6(I-4278)、芳養町団栗1(II-5652)、芳養町団栗2(II-5653)、芳養町大坊2(II-5654)、芳養町大坊3(II-5655)、芳養町大坊4(II-5665)、芳養町大坊5(II-5666)、芳養町大坊6(II-5667)、芳養町団栗3(II-5668)、中芳養矢代1(II-5669)、中芳養矢代2(II-5670)、中芳養林1(II-5671)、中芳養林2(II-5672)、芳養町田川3(II-5673)、芳養町田中7(II-5674)、芳養町境1(II-5675)、芳養町境2(II-5676)、芳養町田中8(II-5679)、芳養町田川4(II-5680)、芳養町稻成1(II-5688)、芳養町稻成2(II-5689)、芳養町大屋1(II-5740)、芳養町井原4(II-5741)、芳養町井原5(II-5742)、芳養町井原6(II-5743)、芳養町井原7(II-5744)、芳養町井原8(II-5745)、芳養町田中9(II-5746)、芳養町田中10(II-5747)、芳養町田中11(II-5748)、芳養町田中12(II-5749)、峰地(II-5750)、芳養町浜田5(II-5765)、芳養町浜田6(II-5770)、境(II-6607)、芳養町団栗4(III-3038)、芳養町大坊8(III-3047)、芳養町尾崎2(III-3150)、芳養町田川5(III-3151)、芳養町原田垣内1(III-3156)、芳養町原田垣内2(III-3157)、芳養町原田垣内3(III-3158)、芳養町田中14(III-3160)、中芳養原田垣内2(III-3163)、芳養町松原2(III-3172)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

左会津川左支溪(6-206-2-193)、日和山川(6-206-1-054)、上野川2(6-206-2-202)、愛宕川(6-206-1-152)、大泓(6-403-1-026)、コウラ谷(6-403-1-027)、桑原2(6-403-2-048)、合川1(6-403-2-055)、深谷(6-403-2-016)、原(6-403-2-071)、面川2(6-403-2-066)、高野2(6-403-2-081)、丹生ノ川左支溪(5-387-2-095)、不動谷川(6-206-2-207)、城ヶ谷川(6-206-2-208)、峰地(I-1404)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第377号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年8月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

粉河(115)(I-20057)、粉河(116)(I-20058)、粉河(117)(I-20059)、粉河(124)(I-20060)、粉河(111)(I-20070)、粉河(102)(II-20271)、粉河(103)(II-20272)、粉河(104)(II-20273)、粉河(105)(II-20274)、粉河(106)(II-20275)、粉河(107)(II-20276)、粉河(108)(II-20277)、粉河(109)(II-20278)、粉河(112)(II-20281)、粉河(113)(II-20282)、粉河(114)(II-20283)、粉河(118)(II-20284)、粉河(119)(II-20285)、粉河(120)(II-20286)、粉河(121)(II-20287)、粉河(123)(II-20289)、粉河(125)(II-20290)、粉河(126)(II-20291)、粉河(127)(II-20292)、勝神(101)(I-20044)、勝神(102)(II-20150)、東毛(101)(II-20155)、藤崎(101)(II-20154)、前田(102)(I-20067)、前田(105)(I-20150)、前田(106)(I-20151)、前田(101)(II-20239)、前田(103)(II-20241)、前田(104)(II-20242)、江川中(102)(I-20157)、中津川(101)(I-20068)、中津川(102)(I-20069)、中津川(104)(II-20246)、中津川(115)(II-20257)、中津川(118)(II-20260)、中津川(119)(II-20261)、中津川(121)(II-20263)、中津川(124)(II-20266)、中津川(125)(II-20267)、高野(102)(II-20346)、高野(103)(II-20347)、高野(104)(II-20348)、高野(105)(II-20349)、高野(107)(II-20351)、高野(108)(II-20352)、高野(109)(II-20353)、高野(110)(II-20354)、高野(111)(II-20355)、藤井(101)(II-20342)、藤井(102)(II-20343)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (2) 土砂災害警戒区域の名称
中津川(107) (Ⅱ-20249)
- (3) 土砂災害警戒区域の表示
次の図書のとおり
- (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項
次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第378号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年8月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流及び急傾斜地の崩壊
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
伊佐の川右支溪(5-385-1-009)、初湯川左支溪(5-386-1-009)、初湯川左支溪(5-386-1-010)、猪谷川右支溪(5-386-1-011)、初湯川右支溪(5-386-2-021)、初湯川左支溪(5-386-2-029)、初湯川左支溪(5-386-2-030)、初湯川左支溪(5-386-2-031)、初湯川左支溪(5-386-2-032)、猪谷川右支溪(5-386-2-033)、猪谷川左支溪(5-386-2-034-1)、猪谷川左支溪(5-386-2-034-2)、日高川右支溪(5-385-1-023)、日高川右支溪(5-385-1-024)、風呂の谷(5-385-1-039)、日高川右支溪(5-385-2-020)、日高川右支溪(5-385-2-023)、日高川右支溪(5-385-2-024)、日高川左支溪(5-385-2-055)、愛川右支溪(5-386-1-008)、愛川右支溪(5-386-2-013)、愛川左支溪(5-386-2-014)、奥谷(5-386-2-015)、鍛冶屋谷(5-386-2-016)、木地屋谷(5-386-2-017)、愛川左支溪(5-386-2-019)、愛川左支溪(5-386-2-020-1)、愛川左支溪(5-386-2-020-2)、西原1(Ⅱ-4328)、西原2(Ⅱ-4331)、西原(101)(Ⅱ-50550)、佐井新田1(Ⅰ-1033)、小釜本(Ⅰ-1041)、長子(Ⅰ-3994)、小釜本2(Ⅱ-4352)、佐井1(Ⅱ-4353)、佐井2(Ⅱ-4355)、佐井新田2(Ⅱ-4357)、佐井新田3(Ⅱ-4358)、小釜本4(Ⅱ-4359)、小釜本5(Ⅱ-4360)、小釜本6(Ⅱ-4361)、小釜本(101)(Ⅱ-50596)、佐井(101)(Ⅱ-50597)、佐井(102)(Ⅱ-50598)、小釜本8(Ⅲ-2615)、西1(Ⅰ-1060)、李(Ⅰ-1061)、北林(Ⅰ-1062)、李(Ⅰ-1063)、愛川李1(Ⅱ-4408)、愛川李2(Ⅱ-4409)、愛川李3(Ⅱ-4410)、愛川李4(Ⅱ-4415)、愛川李5・西(3)(Ⅱ-4416)、愛川木滝1・西(1)(Ⅱ-4418)、愛川木滝2(Ⅱ-4419)、木滝(Ⅱ-4420)、愛川木滝3(Ⅱ-4421)、愛川1(Ⅱ-4425)、田ノ上(Ⅱ-4431)、愛川李6(Ⅱ-4434)、愛川愛川1(Ⅱ-4436)、愛川2(Ⅱ-4438)、愛川愛川2(Ⅱ-4439)、愛川(101)(Ⅱ-50599)、愛川(102)(Ⅱ-50600)、片串(Ⅰ-1076)、初湯川塔ノ島1(Ⅱ-4426)、初湯川塔ノ島2(Ⅱ-4428)、初湯川佐々木1(Ⅱ-4437)、初湯川佐々木2(Ⅱ-4440)、初湯川佐々木3(Ⅱ-4443)、初湯川佐々木4(Ⅱ-4445)、初湯川佐々木5(Ⅱ-4447)、初湯川佐々木6

(Ⅱ-4448)、初湯川初湯川1(Ⅱ-4449)、初湯川初湯川2(Ⅱ-4452)、初湯川猪谷1(Ⅱ-4455)、初湯川猪谷2(Ⅱ-4456)、初湯川猪谷3(Ⅱ-4462)、初湯川片串1(Ⅱ-4464)、初湯川片串2(Ⅱ-4467)、初湯川猪谷4(Ⅱ-4470)、初湯川猪谷5(Ⅱ-4471)、初湯川猪谷6(Ⅱ-4474)、初湯川猪谷7(Ⅱ-4477)、初湯川平2(Ⅱ-4493)、初湯川愛口2(Ⅱ-4495)、初湯川愛口3(Ⅱ-4500)、初湯川笠松1(Ⅱ-4501)、初湯川笠松2(Ⅱ-4505)、大門(Ⅱ-4508)、初湯川笠松3(Ⅱ-4516)、初湯川笠松4(Ⅱ-4525)、初湯川1(Ⅱ-4543)、初湯川2(Ⅱ-4544)、初湯川猪谷(Ⅲ-2643)、初湯川笠松(Ⅲ-2653)、初湯川(101)(Ⅰ-50234)、初湯川(102)(Ⅱ-50582)、初湯川(103)(Ⅱ-50583)、初湯川(104)(Ⅱ-50584)、初湯川(105)(Ⅱ-50585)、初湯川(106)(Ⅱ-50586)、初湯川(107)(Ⅱ-50587)、初湯川(108)(Ⅱ-50588)、初湯川(109)(Ⅱ-50589)、初湯川(110)(Ⅱ-50590)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

岩の谷(5-385-1-008)、日高川右支溪(5-386-2-011)、日高川右支溪(5-385-1-018)、日高川右支溪(5-385-2-019)、鈴井谷(5-385-2-021)、日高川右支溪(5-385-2-022)、露谷(5-385-2-056)、愛川左支溪(5-386-2-018)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第379号

港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第1項の規定により、和歌山下津港(海南港区)の港湾隣接地域(昭和57年和歌山県告示第438号)を次のとおり変更する。

令和元年8月20日

和歌山下津港港湾管理者 和歌山県
代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山下津港(海南港区)港湾隣接地域

基点1 北緯34度09分26秒7305 東経135度11分45秒0888の地点
基点2 北緯34度09分27秒4969 東経135度11分47秒1571の地点
基点3 北緯34度09分26秒4301 東経135度11分47秒3918の地点
基点4 北緯34度09分24秒1798 東経135度11分38秒2585の地点
基点5 北緯34度09分24秒2458 東経135度11分36秒7379の地点
基点6 北緯34度09分24秒8074 東経135度11分33秒6886の地点

基点7	北緯34度09分20秒9650	東経135度11分14秒4054の地点
基点8	北緯34度09分20秒4708	東経135度11分12秒5405の地点
基点9	北緯34度08分54秒2799	東経135度11分03秒9331の地点
基点10	北緯34度08分53秒9443	東経135度11分07秒1792の地点
基点11	北緯34度08分56秒7253	東経135度11分54秒8187の地点
基点12	北緯34度08分58秒1027	東経135度11分57秒7790の地点
基点13	北緯34度09分04秒6598	東経135度12分03秒6769の地点
基点14	北緯34度09分06秒3309	東経135度12分04秒2670の地点
基点15	北緯34度09分10秒9830	東経135度12分04秒0087の地点
基点16	北緯34度09分11秒5811	東経135度12分02秒4253の地点
基点17	北緯34度09分23秒8188	東経135度12分01秒6382の地点
基点18	北緯34度09分23秒8900	東経135度12分02秒8455の地点
基点19	北緯34度09分24秒7883	東経135度12分01秒8290の地点
基点20	北緯34度09分26秒9472	東経135度12分00秒6552の地点
基点21	北緯34度09分26秒9978	東経135度12分02秒1766の地点
基点22	北緯34度09分26秒8505	東経135度12分13秒8048の地点
基点23	北緯34度09分29秒3691	東経135度12分14秒1116の地点
基点24	北緯34度09分31秒4459	東経135度12分14秒1653の地点
基点25	北緯34度09分31秒4274	東経135度12分15秒4556の地点
基点26	北緯34度09分29秒2629	東経135度12分15秒4768の地点
基点27	北緯34度09分28秒7145	東経135度12分15秒7123の地点
基点28	北緯34度09分27秒5623	東経135度12分17秒2488の地点
基点29	北緯34度09分26秒4325	東経135度12分17秒3902の地点
基点30	北緯34度09分26秒6761	東経135度12分19秒4155の地点
基点31	北緯34度09分25秒2121	東経135度12分19秒2292の地点
基点32	北緯34度09分23秒0437	東経135度12分14秒3793の地点
基点33	北緯34度09分22秒9293	東経135度12分08秒1645の地点
基点34	北緯34度09分21秒1078	東経135度12分06秒0747の地点
基点35	北緯34度09分05秒8570	東経135度12分06秒9983の地点
基点36	北緯34度09分05秒3598	東経135度12分09秒3751の地点
基点37	北緯34度09分06秒3228	東経135度12分09秒2887の地点
基点38	北緯34度09分06秒8933	東経135度12分18秒0249の地点
基点39	北緯34度09分06秒4786	東経135度12分17秒9519の地点
基点40	北緯34度09分05秒9322	東経135度12分18秒6010の地点
基点41	北緯34度09分07秒0154	東経135度12分36秒0680の地点
基点42	北緯34度09分07秒0793	東経135度12分36秒9234の地点
基点43	北緯34度09分07秒2615	東経135度12分39秒7088の地点
基点44	北緯34度09分07秒4448	東経135度12分39秒9807の地点
基点45	北緯34度09分10秒2516	東経135度12分41秒3617の地点
基点46	北緯34度09分10秒7749	東経135度12分42秒9599の地点
基点47	北緯34度09分11秒0683	東経135度12分43秒9947の地点
基点48	北緯34度09分11秒1136	東経135度12分44秒8763の地点
基点49	北緯34度09分11秒0893	東経135度12分45秒5245の地点
基点50	北緯34度09分10秒6609	東経135度12分45秒1715の地点

基点51 北緯34度09分10秒4943 東経135度12分43秒7783の地点
基点52 北緯34度09分09秒6978 東経135度12分42秒3048の地点
基点53 北緯34度09分05秒7349 東経135度12分42秒0153の地点
基点54 北緯34度09分05秒3638 東経135度12分37秒0183の地点
基点55 北緯34度09分05秒2678 東経135度12分36秒1892の地点
基点56 北緯34度09分05秒1168 東経135度12分34秒5152の地点
基点57 北緯34度08分58秒1469 東経135度12分35秒0579の地点
基点58 北緯34度08分57秒5641 東経135度12分36秒8256の地点
基点59 北緯34度08分56秒9264 東経135度12分36秒5179の地点
基点60 北緯34度08分57秒5500 東経135度12分34秒2223の地点
基点61 北緯34度09分00秒1872 東経135度12分17秒7894の地点
基点62 北緯34度09分00秒1179 東経135度12分16秒6995の地点
基点63 北緯34度08分59秒6285 東経135度12分08秒4045の地点
基点64 北緯34度08分49秒3238 東経135度11分58秒3221の地点
基点65 北緯34度08分37秒6321 東経135度12分00秒1384の地点

地域の表示

基点1から基点65までを順次結んだ線及び水際線に囲まれた陸域

和歌山県告示第380号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、県立学校災害時用無線LAN環境整備委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和元年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び業務の内容

(1) 業務の名称

県立学校災害時用無線LAN環境整備委託業務

(2) 業務の内容

県立学校災害時用無線LAN環境整備委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、令和元年8月20日現在において次の要件を満たしている者（この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあっては、各構成員が次に掲げる（1）から（8）までの要件を満たしている者であって、かつ、各構成員のうちいずれかの者が（9）から（11）までの要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 自己、自社の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたって該当しないことを確約できる者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規

- 定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者
- エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定により更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)をしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定により再生手続開始の申立てをしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。
- (7) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (8) 国税、都道府県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (9) 入札公告の日から過去5年間において、この入札に係る業務と同種同等規模の契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した実績(民間企業等の実績を含む。)がある者であること。
- (10) 主要担当者が次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。
- ア 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による電気通信主任技術者の資格を有する者
- イ 経済産業大臣から情報処理技術者試験(ネットワークスペシャリスト又は情報セキュリティスペシャリストに係るものに限る。)の合格認定を受けている者
- ウ 所定の期間で完了するために必要な納期設定等のスケジュール策定を行い、納期遅延を防止するためのプロジェクト進捗管理を適正に遂行できる実務能力とその実績を有する者
- (11) プライバシーマーク(一般財団法人日本情報経済社会推進協会の登録商標をいう。)を付与されている者又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)(JIS Q 27001:2014(ISO/IEC 27001:2013))の認証を取得している者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- なお、コンソーシアムにあっては、イからケまでの書類については構成員ごとに作成し、提出するものとする。
- ア 一般競争入札参加資格審査申請書
- イ 業務概要調書
- ウ 業務実績調書
- エ 役員等に関する調書
- オ 使用印鑑届
- カ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票
- キ 印鑑証明書
- ク 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書
- (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- (イ) 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

(ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税(個人にあっては、直近1年分の市町村民税)

ケ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

コ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

サ 2の(9)に係る履行証明書

シ 2の(10)及び(11)の要件を満たすことを証する書類の写し

ス 仕様書に定める要件を満たすことを証する書類の写し

セ 作業実施計画書

ソ コンソーシアム協定書の写し(コンソーシアムとして申請する場合)

(2) (1)に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

(3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「(大分類)6情報処理(小分類)1システム調査・分析」又は「(大分類)6情報処理(小分類)2システム開発・改良・運用・保守」のいずれかに登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって、(1)のイからケまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1)のアからオまで、コ、サ及びセに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和元年8月20日(火)から同年9月3日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和元年8月20日(火)から同年9月3日(火)午後5時までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和元年9月6日(金)から同月13日(金)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和元年9月13日(金)午後5時30分までに5に掲げる場所に必着しなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県教育庁教育総務局総務課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3641

ファクシミリ番号 073-432-4517

電子メールアドレス e5001001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書により令和元年9月25日(水)までに通知するものとし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日(県の休日を除く。)以内に、書面により求めるものとする。

- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

県立学校災害時用無線LAN環境整備委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和元年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和元年度

(2) 業務の名称

県立学校災害時用無線LAN環境整備委託業務

(3) 業務の内容

県立学校災害時用無線LAN環境整備委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和元年和歌山県告示第380号に規定する県立学校災害時用無線LAN環境整備委託業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

和歌山県教育庁教育総務局総務課

(2) 期間

令和元年8月20日（火）から同年9月3日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 入札説明書について質問がある者は、令和元年8月20日（火）から同年9月3日（火）午後5時までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階 防災対策室D

イ 入札日時

令和元年9月30日(月)午前10時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和元年9月30日(月)午前9時までに和歌山県教育庁教育総務局総務課に必着するように行わなければならない。

6 入札の方法に関する事項

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のいずれかの者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合は、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のいずれかの者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかの者がこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で、5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県教育庁教育総務局総務課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3641

ファクシミリ番号 073-432-4517

電子メールアドレス e5001001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Construction of Prefectural school Wi-Fi Network System for disaster

- (2) Time limit for tender :

10:30 a.m. 30 September 2019 (Deadline for bids submitted by mail : 9:00 a.m. 30 September 2019)

- (3) Contact point for the notice :

General Affairs Division of Wakayama Prefectural Board of Education,

1-2-1 Minatodoricho Kita Wakayama City, 640-8262, Japan

TEL 073-441-3641

FAX 073-432-4517

e-mail e5001001@pref.wakayama.lg.jp